

「平成26年度市営中浜町住宅34棟耐震等改修事業 募集要項等」に関する質問回答書

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所			タイトル	質問	回答
1	募集要項	4	2	2		質問の受付	11月前半位に再度、質問の受付ができないでしょうか。	質問に対応することとし、スケジュールは11/10(月)質問締切、11/21(金)回答公表とします。現地調査についても、10/27(月)から希望者に対応します。
2	募集要項	5	2	4		貸与図面	設備(電気、給排水)図面は貸与していただけませんか。	既存の設備図で現存するものは貸与可能です。10/27(月)から希望者に貸与します。
3	募集要項	9	3	2	(2)	オ 参加資格	「工事監理者を専任で配置」となっていますが曜日をかえて「福浜住宅」の工事監理を兼務してもよろしいでしょうか。	業務上支障がなければ、福浜住宅と中浜町住宅に限っては兼務を可能とします。
4	募集要項					別添資料	外壁改修、防水改修の参考内訳数量はいただけませんか。	ご提示できる参考数量は、発注仕様書16頁に記載しています。
5	発注仕様書	2	1	4	(1)	※ 設計及び工事監理業務	設備工事に際し設備図は有りますか。また、貸与可能でしょうか。	No.2の回答を参照ください。
6	発注仕様書	2	1	4	(1)	※ 設計及び工事監理業務	設備工事に際し機器及び配管等の更新改修と考えるのでしょうか。	設備工事は、耐震改修及び関連工事の際に支障となる場合、敷設替え等、現状機能を保持するものとします。
7	発注仕様書	7	2	3	(3)	ウ その他	一時的な移転等が必要な場合、団地内空地(中庭)等の利用は可能でしょうか。また、一時的とは工事期間中、又は工事期間内の必要となる時期でしょうか。	安全確保と地元調整を経たうえで、団地内空地(中庭)等の利用は可能です。また、一時的とは工事期間内の必要となる時期です。
8	発注仕様書	7	2	3	(3)	ウ 駐車スペース	駐車スペースの減少は不可とありますが、通路部分は有効幅を確保すれば減少は可でしょうか。	通路部分は、事業者にて安全確保と地元調整を経たうえで、増減を可能とします。
9	発注仕様書	7	2	3	(3)	ウ 駐車場の一時的な移転	事前に市に連絡確認とありますが、駐車場使用者への交渉は市と共同で当たると考えてよろしいでしょうか。	事業者にて行ってください。
10	発注仕様書	13	2	6	(1)	イ 基本的事項	既存施設・樹木の撤去・現状復旧について、仮撤去・再設置または撤去・新設、ご教示下さい。	仮撤去・再設置を原則とします。
11	発注仕様書	17	4	3		塗装工事	塗装工事の工事範囲について、廊下、バルコニーのアルミ手摺のパネルの塗装は含まれますでしょうか。	既に塗装されている部分は含まれます。
12	発注仕様書	17	4	3		塗装工事	塗装工事の工事範囲について、面格子や手摺のアルミ部分の塗装は含まれますでしょうか。	既に塗装されている部分は含まれます。
13	発注仕様書	17	4	3		塗装工事	塗装工事の工事範囲について、雨樋の塗装は含まれますでしょうか。	既に塗装されている部分は含まれます。

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所				タイトル	質問	回答
14	発注仕様書	17	4	3			塗装工事	塗装工事の工事範囲について、屋上パラペットやバルコニー手摺足元のモルタル笠木の塗装は含まれますか。	既に塗装されている部分は含まれます。
15	発注仕様書 (資料1)	6	2	3	(1)		耐震性能	②の技術評価を受けた「制震工法」を考えています。制震工法は、時刻歴応答解析にて、最大層間変形等をクライテリアとして判定会で評価を取得するのが通例です。制震工法の場合も基本条件のIs値 ≥ 0.6 、CTUSD ≥ 0.3 を目標とする必要がありますでしょうか。	制震工法の場合は、Is値及びCTUSD値は必要としませんが、以下の内容を満たすものとします。 【制振工法による耐震補強について】 1)地震動の設定 ・当該敷地の地盤情報に基づいた「極めて稀に発生する地震動」の告示波3波 ・最大速度50cm/secに拡大した観測波3波 (EL CENTRO、TAFT、HACHINOHE) 2)応答結果の判断基準 ・最大層間変形角:1/150以下。ただし、せん断降伏部材がない場合は1/125以下 ・最大層塑性率 :2以下。塑性率基準点は復元力特性の第2折れ点 ・最大層せん断力:層の保有水平耐力以下 ・ダンパーの最大速度:ダンパーの許容限界速度以下 ・ダンパーの最大せん断力:ダンパーの許容耐力以下 ・ダンパーの最大変位:ダンパーの許容変位以下 ・ダンパーの累積塑性変形:ダンパーの許容累積塑性変形以下
16	発注仕様書 (資料1)	6	2	3	(1)		耐震性能	上記にて、Is値、CTUSD値を条件とする場合、弊社の制震工法では、換算Is値での評価となりますが、宜しいでしょうか。	No.15の回答を参照ください。
17	発注仕様書 (資料1)	7	2	3	(3)		耐震改修箇所	住居側と共用廊下側、要件を満たす条件で可としていますが、評価は同じと考えて宜しいでしょうか。	提案内容について事業者選定基準に基づき総合的に評価を行います。
18	発注仕様書 (資料1)	10	2	4	(4)	イ	第三者機関の判定取得	「。。。判定書について、国土交通大臣が定める基準に適合している旨の適合書の交付を受けることと。」していますが、大臣認定を取得することでしょうか。評定機関の認定書で足りると理解してよろしいでしょうか。	発注仕様書に規定する評定機関の認定書を取得ください。 大臣認定の取得は不要です。

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所				タイトル	質問	回答
19	発注仕様書 (資料1)	10	2	4	(4)		第三者機関 の判定取得	判定取得は、耐震診断の判定取得は不要であり、あくまでも今回の補強計画案についてのみの判定と解釈してよろしいでしょうか。	耐震診断と補強計画案との総合判定の取得を必要とします。
20	様式集						様式2-5	建設企業に関する書類で、現場代理人と統括監理技術者は兼任でよろしいでしょうか。	兼任は可能とします。
21	様式集						様式2-5	申請者情報の5、地区区分について、福岡市でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
22	様式集						様式2-5	申請情報の7、評定値は経営規模等評価結果通知書の総合評定値でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	様式集(資料3)						提出書類一 覧	既存建物のCAD図面のデータをお借りすることができますでしょうか。	既存建物のCADデータはありません。
24	その他						中庭の使用	中庭は工事作業スペース(仮設事務所、工事用駐車場他)として使用可能でしょうか。	事業者にて安全確保と地元調整を経たうえで、中庭の使用を可能とします。
25								外壁改修工事・防水改修工事の参考数量表は公表するのでしょうか？	No.4の回答を参照ください。